

第7期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)

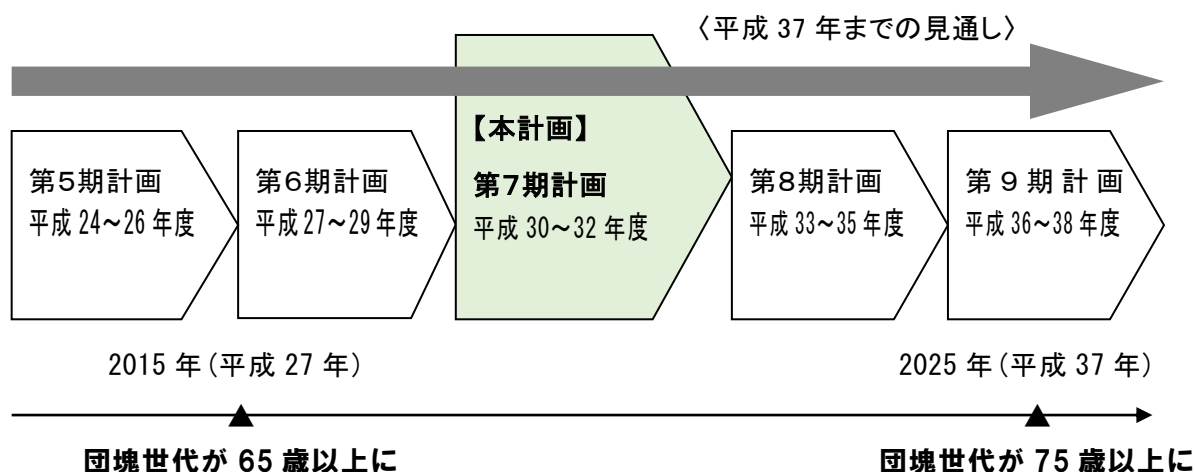
【概要版】平成30年3月 愛川町



1 計画策定の背景と趣旨

本町は、介護保険法に基づく3年ごとの計画改定時期を迎えるにあたり、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた課題や国の法改正等を見据える中で、これらに対応した「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～平成32年度)」を策定することといたしました。

平成37年を見据えた第7期計画の位置付け



2 基本理念

本計画は、総合計画の目標と施策の方向性を踏まえつつ、現計画を継承し、「いつまでも ころ豊かに いきいきと ふれあいとささえあいのまちづくり」を基本理念として、高齢者の社会参加や生きがいづくりのための活動を支援するとともに、介護予防を推進し、高齢者の健康的な生活の支援を図ります。

また、認知症、ひとり暮らしの高齢者等の増加に対応し、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、本町に見合った「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

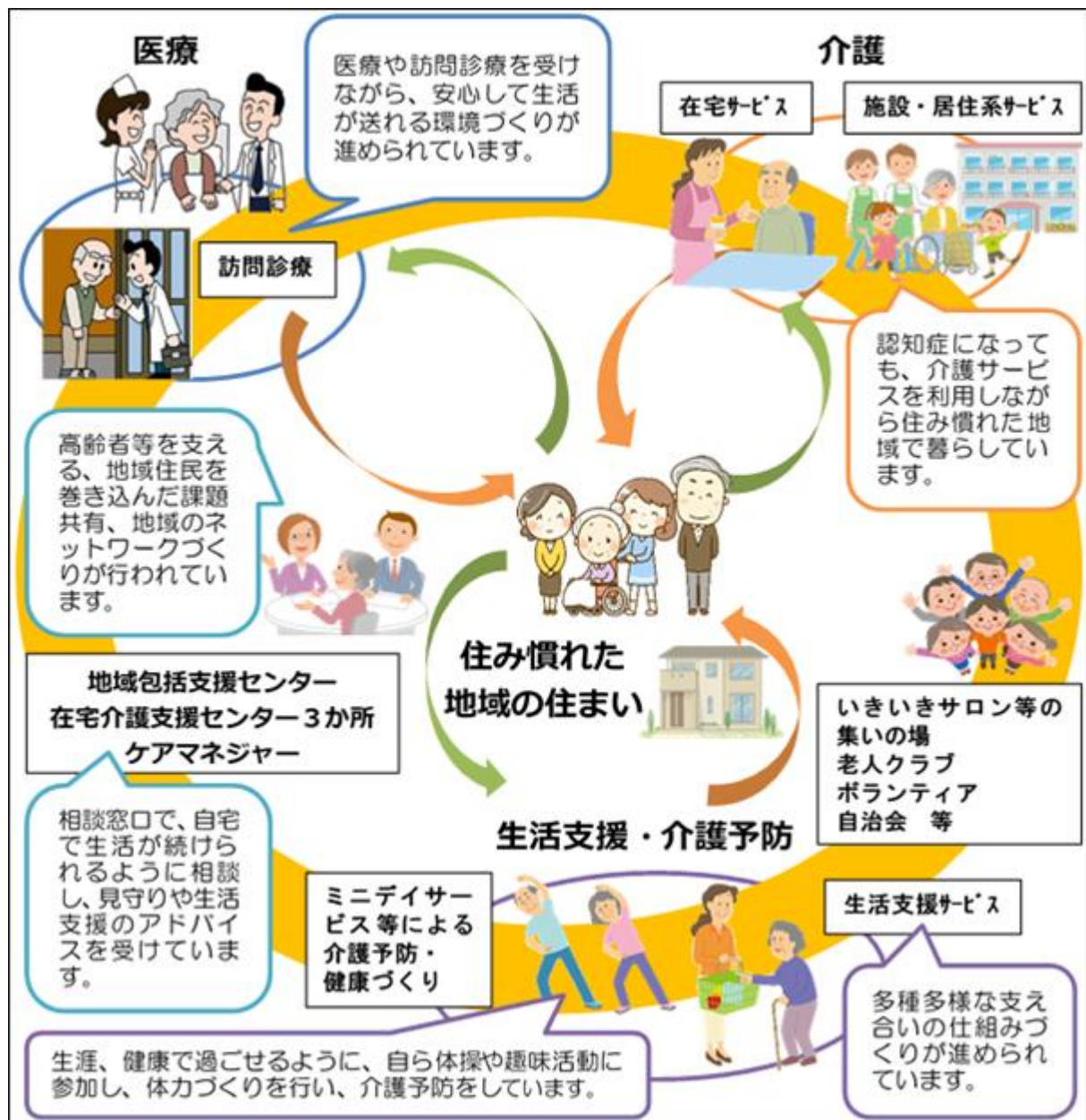
【基本理念】

～ いつまでも ころ豊かに いきいきと
ふれあいとささえあいのまちづくり ～

地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

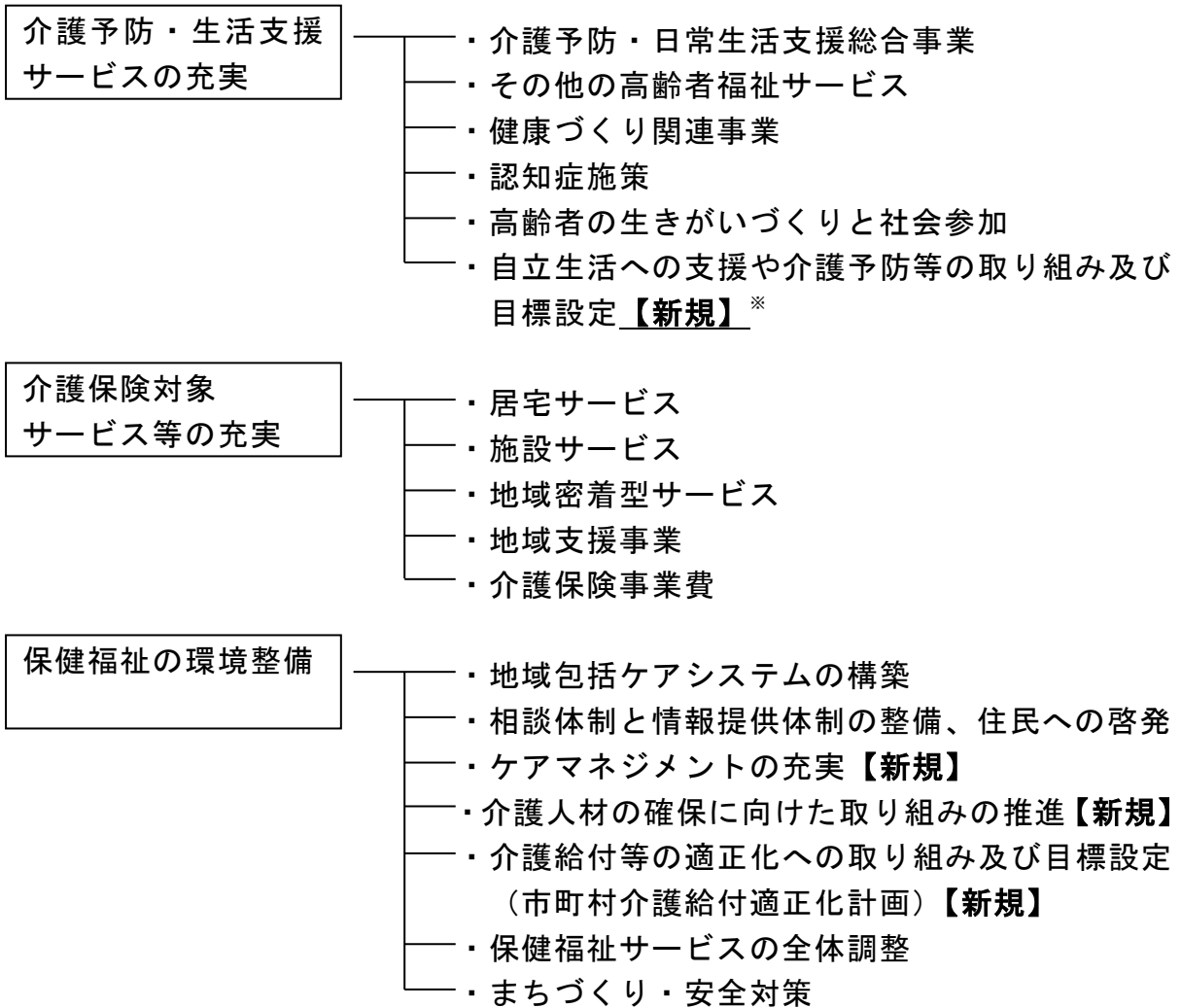
また、今後は認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者を地域で支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。



3 施策体系

本計画は、基本目標と重点課題を踏まえて、次の施策等体系を設定します。

<施策等の体系>



※【新規】は、国の基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即して、第7期計画に記載する施策等です。

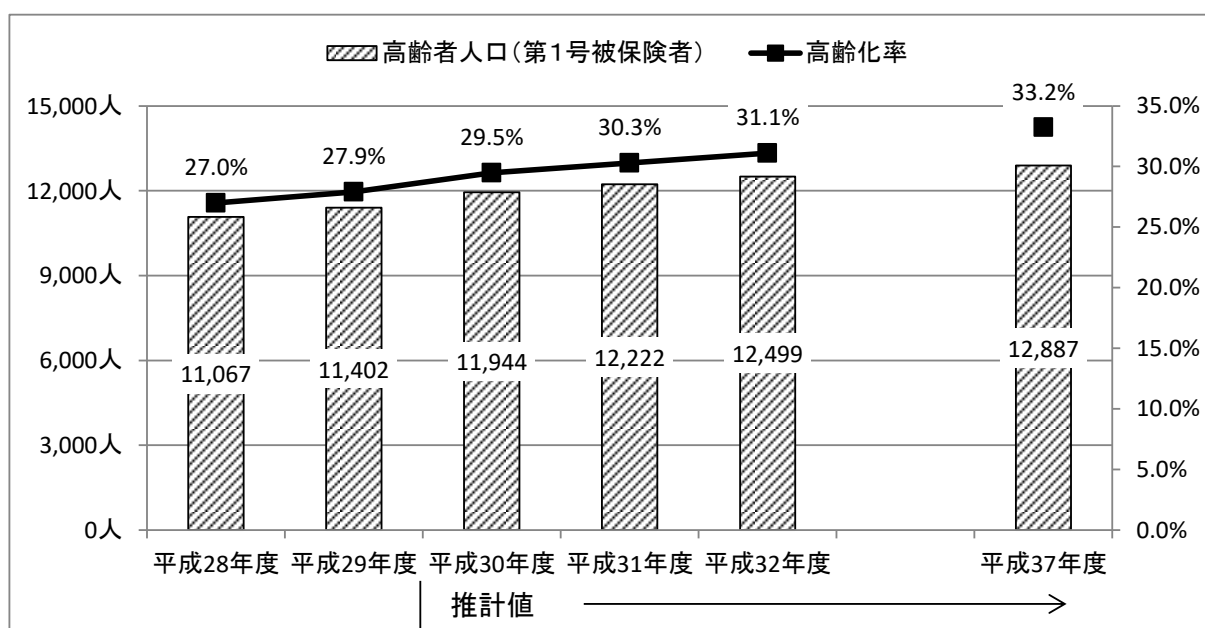
4 高齢者等人口及び要支援・要介護認定者数の推計

高齢者人口は、本計画期間の最終年度（平成32年度）には12,499人を見込み、今後も増加傾向で推移するものと推測されます。

高齢化率は、平成32年度には31.1%と推計しており、第7期計画期間中に町民の3割以上が高齢者という状況が見込まれます。

要支援・要介護認定者数は、75歳以上の高齢者の増加に伴い、今後も増加傾向を見込んでおり、本計画の最終年度（平成32年度）には1,822人（認定率14.6%）、中長期的には平成37年に2,310人（認定率17.9%）までの増加を見込んでいます。

<高齢者等人口の推計>



出典：第7期将来推計用の推計人口（厚生労働省）、住民基本台帳

<要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）の推計>

区分	第7期計画期間			中長期の見込み
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
高齢者人口(第1号被保険者) (人)	11,944	12,222	12,499	12,887
合計 (人)	1,683	1,744	1,822	2,310
要支援1 (人)	156	157	159	197
要支援2 (人)	200	214	229	273
要介護1 (人)	377	385	401	499
要介護2 (人)	291	291	299	381
要介護3 (人)	285	307	329	426
要介護4 (人)	227	237	247	330
要介護5 (人)	147	153	158	204
認定率(合計/高齢者人口) (%)	14.1%	14.3%	14.6%	17.9%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

5 基本目標別施策の主なポイント

本計画の基本目標は、「地域包括ケアシステム」の構築と「いつまでも ころ豊かにいきいきと ふれあいとささえあいのまちづくり」の実現に向けて、次の3つを設定しました。

- (1) 介護予防・生活支援サービスの充実
- (2) 介護保険対象サービス等の充実
- (3) 保健福祉の環境整備

(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

① 介護予防・日常生活支援総合事業

本町は、要支援者の多様なニーズに対して、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業を展開します。

また、介護予防に関する情報提供や身近な場所での普及・啓発を図ります。

生活支援サービスの充実にあたっては、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{*}」や「協議体^{*}」の設置など（「生活支援体制整備事業」）を通じて、サービスが創出されるよう以下のような取組を総合的に推進します。

- 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- 関係者のネットワーク化
- 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ニーズとサービスのマッチング

※生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者

※協議体は、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体が参画し、情報共有及び連携強化の場として、介護予防・日常生活支援総合事業の中核となるネットワーク

②認知症施策

認知症総合支援事業の実施に向けて、「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）に沿って、身近な地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、権利擁護体制の充実、新たな施策として認知症初期集中支援チーム活動事業の推進をはじめ、認知症地域支援推進員の拡充に努めます。

<本町が実施する主な認知症施策・事業>

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 認知症初期集中支援チーム活動事業	40歳以上の認知症が疑われる方で、医療・介護サービスを受けていない人を対象に、適切な支援に結びつける認知症専門のチームを設置し、早期発見から早期対応まで支援します。	認知症に関する情報の提供を行い、本人や家族のサポートをします。また、必要に応じて医療機関の受診や介護保険サービスなどの利用を促します。
◇ 認知症地域支援推進員活動事業	認知症の人やその家族の相談支援を行い、医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関へ連絡調整をします。また、町民に認知症を理解していただく活動を行います。	地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うための広報活動に努めます。
◇ 認知症ケアパスの周知	認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）に基づき、生活機能障がいの進行に合わせて、受けられる医療・介護サービス等について、認知症の人とその家族に提示します。	町広報紙等を通じて、認知症ケアパスの周知を図るとともに、認知症に対応できる社会資源の充実と適切なケアマネジメントに努めます。
◇ グループホーム等の充実	認知症高齢者のグループホームは、町内に2か所整備されています。（1か所は小規模多機能型居宅介護事業所併設）	良質なサービスの提供を促進するとともに、グループホーム1か所、小規模多機能型居宅介護事業所1か所を整備します。
◇ 認知症に関する知識の普及・啓発	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するボランティアとして、認知症サポーターの養成講座を開催しています。 また、簡易的に認知症の診断ができる専用ホームページを開設し、普及・啓発に努めています。	認知症サポーター養成講座を引き続き展開し、若年性認知症を含めた認知症全般に関する知識の普及・啓発を図ります。

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 認知症カフェの設置の促進等	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場です。	地域における認知症カフェの設置を促進するとともに、その運営を支援します。

③自立生活への支援や介護予防等の取り組み及び目標設定【新規】

高齢者一人ひとりがその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取り組みを進めることが極めて重要であり、次のとおり指標と目標値を設定します。

<目標設定>

取り組み	指標	実績	目標
		平成 28 年度	平成 32 年度
◇ うつ予防の取り組み ・ 一般介護予防事業の推進 ・ 生きがいづくりや孤立予防のための取り組みの充実 ・ 心の健康に関する啓発や相談支援の充実等	「うつ傾向の高齢者」の割合	32.4%	32.4%以下
◇ 口腔機能の向上のための取り組み ・ 一般介護予防事業の推進 ・ 成人歯科検診の受診の促進等	「咀嚼（そしゃく）機能の低下が疑われる高齢者」の割合	30.8%	30.8%以下
	「口腔機能が低下している高齢者」の割合	24.1%	24.1%以下
◇ 要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の取り組み ・ 介護予防・生活支援サービス事業の推進 ・ 認知症に対する初期的な対処を行う体制づくり等	平均要介護度	要介護2	維持

出典：平成28年度介護予防・日常生活圏域二一ス調査

(2) 介護保険対象サービス等の充実

本町は、第7期計画期間中において、認知症高齢者等が身近な地域で安心して在宅生活や在宅療養を継続できるよう、「認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）」（いわゆるグループホーム）1か所の整備を計画するとともに、「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）」又は「看護小規模多機能型居宅介護」1か所の整備を計画します。

<第7期計画期間中に新規整備を計画するサービス>

サービス名	概要
◇ 小規模多機能型居宅介護 ◇ 介護予防 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるもので、通所介護、ショートステイ、訪問介護を一つの拠点で提供するサービスです。
◇ 認知症対応型共同生活介護 ◇ 介護予防 認知症対応型共同生活介護	比較的稳定状態にある認知症高齢者が、共同生活をする住居(グループホーム)において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。
◇ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

(3) 保健福祉の環境整備

①地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築に向けて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の生活支援とともに、要介護高齢者等の家族に対する支援について、次のとおり充実を図ります。

<主なサービス・事業等>

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 地域包括支援センター	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。</p> <p>地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関としての役割を担うこととなります。</p> <p>現在、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士が活動しています。</p>	<p>専門職の知識や経験を生かした高齢者の支援体制を強化し、より質の高いマネジメントができるよう体制を強化します。</p> <p>また、地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、業務の実施状況や量等の程度を把握し、評価・点検を行います。</p>
◇ 在宅介護支援センター	<p>町内に3か所設置されており、家庭で介護の必要な人、寝たきりの方、認知症の人、ひとり暮らしで生活に不安のある人や介護している家族のための、身近な地域にある相談窓口の役割を担い、24時間365日活動しています。</p>	<p>現在の施設数を維持し、引き続き地域包括支援センターと連携し、介護や生活などさまざまな相談の身近な窓口として、充実を図ります。</p>
◇ 在宅医療・介護の連携	<p>認知症の人をはじめ、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する必要があります。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、地域支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」の実施を通じて、医療機関と介護サービス事業所の連携を推進します。</p>
◇ 愛川・ささえあいポイント（介護予防ボランティアポイント）事業	<p>65歳以上を対象に、町が指定する町内の介護保険施設などでボランティア活動を行い、その活動内容に応じてポイントが付与され、ポイントを換金することができる事業を実施しています。</p>	<p>今後も当事業を通じて、元気な高齢者の社会参加を促し、介護予防を推進するとともに、ボランティア活動への参加促進を図ります。</p>
◇ 団体活動・運営の支援	<p>生活支援のホームヘルプサービスや「高齢者サロン」、老人クラブの友愛チームなど、地域内でボランティア活動を行う団体の活動を支援しています。</p>	<p>老人クラブの友愛チームや高齢者に対する見守りシステムへの参加などの活動をさらに活性化するために、活動の場の提供や運営に対する支援を行います。</p>

②介護人材の確保に向けた取り組みの推進【新規】

介護保険制度の質的な充実を図るために、「介護人材の確保に向けた取り組み」を検討・実施します。

<主なサービス・事業等>

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 専門性を重視した人材育成と資質の確保	ケアマネジャーに対しては、介護サービス計画作成、サービスの仲介及びサービスの状況把握・評価を指導するための研修会を開催しています。	厚木医療福祉連絡会や「あいかわ介護支援専門員協会」等の研修を通じて、ケアマネジャーの連携強化やケアマネジメントの質の向上を図ります。 また、管理者や介護職員等に対して、各種研修会への参加を促し資質向上の充実に努めます。
◇ 事業者の介護人材の確保・定着を支援する取り組みの検討・実施【新規】	介護サービス事業所、介護施設に従事する人材の確保と定着を促進する取り組みの検討・実施を図ります。	研修の受講に要した費用（介護職員初任者研修、介護福祉士の資格取得のための実務者研修及び介護技術講習等）の一部助成を検討するとともに、介護施設等が外国人介護人材を受け入れるにあたり、町としての支援策を検討します。

③介護給付等の適正化への取り組み及び目標設定(市町村介護給付適正化計画)【新規】

介護保険サービスの受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築に資する取り組みを実施します。

<主なサービス・事業等>

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ ケアプランの点検	介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、訪問又は書面等で点検及び支援を行います。	平成 30 年度に居宅介護支援事業者の指定権限が保険者（町）に委譲されることを念頭に置きつつ、ケアマネジャーによる自己チェック及び町による評価を実施します。

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 縦覧点検・医療情報との突合	利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。 また、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。	国保連に対して、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託し、実施します。
◇ 介護給付費通知	本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。	受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するため、送付時期の工夫をはじめ、効果が上がる実施方法を検討します。

④まちづくり・安全対策

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、高齢者が安心して暮らせるような住まいの普及促進に努めます。

また、移動の障がいとなる段差の解消や高齢者に配慮したトイレ等を整備し、高齢者が安心して生活できるように配慮した環境づくりと福祉のまちづくりを推進します。

そのほか、東日本大震災の教訓を踏まえた災害時要援護者対策のさらなる推進とともに、高齢者虐待への対策をはじめ、高齢者の人権・権利擁護の取り組みを進めます。

<主なサービス・事業等>

サービス・事業等	概要	今後の方針
◇ 高齢者に配慮した住宅の整備	「愛川町町営住宅管理計画及び愛川町町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町営住宅の建て替えなどに努めています。 また、認知症高齢者の共同住宅（グループホーム）は、町内に2か所整備されています。	既存の町営住宅の建て替え時において、高齢者に配慮した住宅の整備に努めます。 また、認知症高齢者の共同住宅（グループホーム）を1か所整備します。 さらに、高齢者の住まいの多様化を図る観点から、有料老人ホーム等の誘致を検討します。

サービス・事業等	概要	今後の方針
<p>◇ 愛川あんしんセンター (町社会福祉協議会事業)</p>	<p>認知症など判断能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの支援を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援するため、町社会福祉協議会に設置されています。</p>	<p>成年後見制度との連携（法定後見への移行及び任意後見制度との連携）を密にしながら、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。また、成年後見制度を利用の際、親族の受任が困難な方に対し、町社会福祉協議会が後見人となる「法人後見事業」の利用支援を行い、権利擁護事業の安定的な運営を図ります。</p>
<p>◇ 災害時要援護者避難支援制度</p>	<p>災害の発生時において支援が必要なひとり暮らし高齢者等へ、地域住民による避難支援が素早く、安全に行われることを目的とする制度です。 支援を希望する人の情報を台帳に登録し、行政区・地域の自主防災組織・民生委員が情報を共有し、災害時の支援に活用するものです。</p>	<p>災害時要援護者避難支援制度の認知度の向上、登録内容の更新により、制度が十分に活用されるように制度運営を図ります。</p>
<p>◇ 高齢者虐待対策</p>	<p>虐待に関する情報の収集や相談の受け付け、実態の把握などを行い、個々のケースに合った適切な対策がとれるよう、「高齢者虐待防止システム」が運用されています。</p>	<p>虐待は表面化せずに行進することが多く、ケースもさまざまであり、「高齢者虐待防止システム」の運用を継続し、それぞれのケースに合わせた個別対応を図ります。</p>

介護保険給付費の推計及び保険料

介護保険法では、介護保険事業の保険料率は、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないと規定されています。

ここでは、第7期の計画期間（平成30年度から平成32年度）と平成37年度の介護保険給付費の推計を行いました。

<介護保険給付費の推計>

区 分	第7期計画期間			平成37年度
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
◇ 標準給付費見込額	2,740,353 千円	2,964,987 千円	3,148,816 千円	3,885,156 千円
◇ 地域支援事業費	105,000 千円	110,000 千円	115,000 千円	150,000 千円

第7期計画期間の合計

◇ 標準給付費見込額 及び地域支援事業費	9,184,156 千円
-------------------------	--------------

※標準給付費見込額等は、国の地域包括ケア「見える化」システムにより算出

※合計は、端数処理の関係で一致しない場合あり

【介護保険料の設定】

第7期計画は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、第6期計画と同様に、13段階の保険料設定とし、基準額に対する割合は、公費投入による第1段階の引き下げ（0.50→0.45）をはじめ、一部の所得段階で引き下げを実施しました。

なお、第6期計画期間末に保有している介護給付費準備基金残高のうち180,000千円を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めました。

